財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（財政経済特別研究官、経済財政政策調整官、企画官及び専門調査官） **第一条**　大臣官房に、財政経済特別研究官一人、経済財政政策調整官一人、企画官二十一人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び専門調査官七人以内を置く。 ２　財政経済特別研究官は、命を受けて、財政経済政策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析並びに関係国の政府等との連絡及び情報交換等を行い、財務省の所掌に関する重要な財政経済政策の企画及び立案の支援を行う。 ３　［略］ ４　［略］ ５　［略］	（経済財政政策調整官、企画官及び専門調査官） **第一条**　大臣官房に、経済財政政策調整官一人、企画官二十一人以内（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び専門調査官七人以内を置く。 ［項を加える。］ ２　［同上］ ３　［同上］ ４　［同上］
（政策調整室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官） **第六条**　総合政策課に、政策調整室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官七人以内及び研究分析官一人を置く。 ［２～７　略］	（政策調整室並びに総務調整官、総括調査統計官、調査統計官及び研究分析官） **第六条**　総合政策課に、政策調整室並びに総務調整官一人、総括調査統計官一人、調査統計官八人以内及び研究分析官一人を置く。 ［２～７　同上］
（主計事務管理室及び主計企画官） **第十条**　総務課に、主計事務管理室及び主計企画官一人を置く。 ２　［略］ ３　主計事務管理室に、室長並びに上席主計事務専門官一人（主任主計事務専門官をもって充てられるものとする。）及び主任主計事務専門官四人以内を置く。 ［４～６　略］	（主計事務管理室及び主計企画官） **第十条**　総務課に、主計事務管理室及び主計企画官一人を置く。 ２　［同上］ ３　主計事務管理室に、室長並びに上席主計事務専門官一人（主任主計事務専門官をもって充てられるものとする。）及び主任主計事務専門官三人以内を置く。 ［４～６　同上］
（国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官及び国有財産監査官） **第二十九条**　国有財産調整課に、国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官一人及び国有財産監査官九人以内（うち六人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。 ［２～７　略］	（国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官及び国有財産監査官） **第二十九条**　国有財産調整課に、国有財産有効活用室及び国有財産監査室並びに宿舎技術専門官一人及び国有財産監査官三人以内を置く。 ［２～７　同上］
（国有財産審理室並びに業務企画調整官及び国有財産業務指導官） **第三十条**　国有財産業務課に、国有財産審理室並びに業務企画調整官一人及び国有財産業務指導官三人以内を置く。 ［２～３　略］ ４　業務企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理する。 一　国有財産業務課の所掌事務のうち普通財産の適正な方法による管理及び処分に関する企画及び立案を行うこと。 二　前号に掲げる事務に関し、必要な調整を行うこと。 ５　［略］	（国有財産審理室及び国有財産業務指導官） **第三十条**　国有財産業務課に、国有財産審理室及び国有財産業務指導官三人以内を置く。 ［２～３　同上］ ［項を加える。］ ４　［同上］